

鳥羽市ワークスペース整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のワーケーション及びテレワーク等（以下「ワーケーション等」という。）の推進による関係人口の創出並びに主幹産業である観光産業の多角化を図るため、市内にテレワーク等を実施するためのワークスペースを整備する者に対して当該ワークスペース整備に要する経費の一部を補助するにあたり、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宿泊事業者、空き家等所有者、地域団体、まちづくり団体又はDMO法人及びこれらに類する組織団体であって、次の各号に掲げるすべてに該当すること。

- (1) 市に納付すべき市税並びに使用料及び手数料その他市に対する債務に滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- (3) その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市外に拠点を置く企業及びフリーランス等の個人事業者（以下「利用者」という。）がワーケーション等で利用できる環境整備及び利用者の誘致を実施する次に掲げる事業とする。

- (1) Wi-Fi 利用環境の整備及び強化
- (2) 利用者が長期滞在するに必要な冷蔵庫や電子レンジなどの生活備品の購入
- (3) 貸出し用タブレット端末やPC機器などの購入及び設置
- (4) 事務作業ソフトや動画及び画像編集ソフトの導入
- (5) セキュリティシステムの構築及び強化
- (6) ワーケーション等を販売するプランの造成

(7) 造成したプラン等の広告及び宣伝に必要な事業

(8) その他ワーケーション等の受入環境の充実並びに広告及び宣伝に資すると認められる取組

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 鳥羽市ワークスペース整備補助事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の選考および通知)

第5条 前条の規定により申請された事業は、鳥羽市ワークスペース整備事業補助金審査要領(以下「要領」という。)に規定する採択基準に沿って鳥羽市ワークスペース整備事業補助金審査会にて審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認める事業を決定し、その結果を規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を行うために必要な経費とし、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる要領に規定する区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) モデル事業補助 補助対象経費から補助対象事業を行うことによって得られる収入及びその他補助金等を除いた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は200万円のいずれか低い額

(2) 通常補助 補助対象経費から補助対象事業を行うことによって得られる収入及びその他補助金等を除いた額の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 鳥羽市ワークスペース整備事業補助結果報告書(様式第3号)

(2) 収支決算書(様式第4号)

(3) 補助対象経費に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める資料

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月4日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	内容
報償費	講師、アドバイザー等に要する経費
旅費	事業実施に要する経費、講師等への費用弁償
需用費	消耗品、印刷製本費、光熱水費、燃料費等
役務費	通信運搬費、広告料、保険料等
委託料	事業実施に要する経費
原材料費	事業実施に要する原料、材料に要する経費
使用料及び賃借料	会場借上料、物品の賃貸等に要する経費
工事請負費	当該事業に関連して継続して使用するものに要する経費
備品購入費	当該事業に関連して継続して使用するものに要する経費